

# 川俣町権利擁護支援センター

(あなたの権利を守るための公的な総合相談窓口です。)

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になり、自分で必要な契約や財産の管理などを行うことが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用について支援します。

## 成年後見制度とは

これらのことについてお困りではありませんか？

福祉や介護のサービスの  
手続きができない

よくわからずに  
契約してしまった

入院や施設入所の  
手続きができない

税金や光熱水道費など  
の支払いができない

不動産や預貯金の  
管理をどうしよう

### 任意後見制度

判断能力が十分なうちに、自分が選んだ代理人（任意後見人）に自分に必要な契約や財産管理など、代わりに行ってもらいたいことを契約で決めておく制度。

### 法定後見制度

判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって成年後見人が選ばれる制度。判断能力に応じて「補助」、「保佐」、「後見」に分かれます。

内訳	任意後見	法定後見		
		補助	保佐	後見
対象者	将来が心配な方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力がほとんどない方
内容	十分な判断能力があるうちに、任意後見人を選定・契約し、本人の生活や療養看護、財産管理など依頼したい内容を決めておく。	一部の契約や手続きなどを ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう	財産に関わる重要な手続きや契約を ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう	すべての契約などを ・取り消してもらう ・代わってしてもらう

Q相談したいと思ったらどうすればいいの？

介護サービスや福祉サービスを利用している場合

担当のケアマネジャーや相談員に  
ご相談ください



介護サービスや福祉サービスを利用していない場合

地域包括支援センター（くるまる）、  
社会福祉協議会、役場にご相談ください



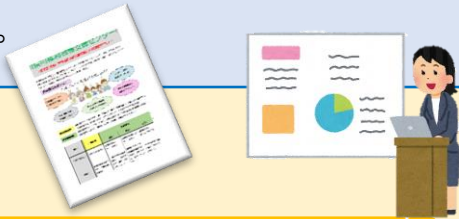
## 川俣町権利擁護支援センター

### 権利擁護支援センターの役割

次の4つの役割で、あなたの「困った」、「どうしよう」、「心配だ」を支えます。

#### 広報・啓発

成年後見制度をより多くの方に知って  
いただくように、広報に努めます。  
出前講座も行いますので、ご活用  
ください。



#### 相談受付

判断能力に不安のある方のご家族、  
ご親族、支援者の方からの相談に応じ  
ます。  
今後どうしていくのが良いのか、  
一緒に方向性を考えます。



#### 成年後見制度利用促進

成年後見制度の申し立てに関し、書類  
の作成などのお手伝いをします。  
あんしんサポート事業（日常生活自立  
支援事業）をご利用の方は、社会福祉協  
議会と連携し、スムーズな制度利用へ移  
行できるよう支援します。

#### 後見人等支援

成年後見人が決定したら、スムーズな  
制度利用への移行と、本人が安心して  
生活できるよう支援者会議などで  
寄り添う支援を行います。



お問い合わせ・ご相談は

**川俣町権利擁護支援センター**  
(川俣町地域包括支援センターくるまる内)

☎024-538-2600

FAX 024-538-2601

#### 【所在地】

〒960-1402

川俣町大字鶴沢字川端2番地4

#### 【開設時間】

月～金曜日

午前8時45分～午後5時

第2・4土曜日

午前8時45分～正午

(第1・3土曜日、日祝日、年末年始は休み)